

令和8年度（2026年度）春季特別展

早田家文書展

— 江戸時代の吹田村が見えてくる —

会期 令和8年（2026年）4月25日（土）～5月31日（日）



過書舟鑑札（当館蔵）



神崎川筋絵図
（個人蔵 当館寄託）



稻荷燈籠（当館蔵）

今春の特別展は「早田家文書展」と銘打ち、「江戸時代の吹田村が見えてくる」という副題をつけています。ねらいは、江戸時代の旧吹田村の様子を早田家に伝わる文書から紐解こうとするものです。早田家は吹田氏の与力にルーツをもち、吹田氏滅亡後は農業に転じ、あわせて酒造業や過書舟による運送業にも従事しました。また江戸中期からは吹田村竹中領の庄屋もつとめるようになりました。農家でありながら企業家の側面も有し、行政にも深くかかわっていたのです。そのため農村でありながら川港という特異な性格をもつ吹田村について知ろうとするとき、早田家文書は異彩を放ってきます。堤外地の新田開発、悪水対策と井路舟、旗本竹中氏の支配と庄屋の役割、過書舟と過書座、そして明治初期の御触書など、興味は尽きません。また民俗の面で注目されるのは屋敷神としての稻荷信仰です。

今回の展示は令和5年（2023）の橋本家文書展に次ぐ、旧吹田村にかかわる特別展です。どうぞご期待ください。
（当館特別館長 中牧弘允）

早田家文書展 — 江戸時代の吹田村が見えてくる —

江戸時代に吹田村旗本竹中領の庄屋を務めた早田家には、江戸時代前期からの多くの古文書が残されています。今回の特別展ではこれらの旧吹田村に関する貴重な史料を紹介します。

早田家の系図によると、一世早田亦右衛門は、吹田氏の^{よりき}ととして加勢していましたが、二世弥兵衛長親が吹田氏滅亡後武士をやめ農業に従事したと伝えられています。江戸時代には早田家は吹田村で酒造業や^{かしょぶね}過書舟による運送業などの産業に携わりました。また、天明8年(1788)ごろから吹田村竹中領の庄屋を務めました。文政9年(1826)には竹中家の勘定役に取り立てられました。このようにして、早田家は吹田村の重要な産業や支配に関わり、吹田村の百姓たちをとりまとめ、領主竹中氏と仲介役を担っていたのです。

早田家には豊臣秀吉が行った文禄の検地帳が残されていますが、慶安5年(1652)の写しで、他家に伝わるものより書写年代が最も古いものです。慶安5年3月の「年百姓極田之帳」があり、文禄の検地帳と同じ時期に作成されていることから、この文書を作成するために、文禄の検地帳を書写したのかもしれませんが。寛文11年(1671)の宗旨帳や、天明6年(1786)の「五人組判鑑」も残されており、庄屋役をする以前から百姓らをまとめる立場にあったのでしょう。

「吹田村旧記」や「早田家系図」によると、正保元年(1644)、五世早田茂右衛門長好が酒造業を始めました。家号は「菊屋」で「菊淵」の銘で江戸に出店したようです。その後中断がありながらも明治初め頃まで酒造業を続けました。

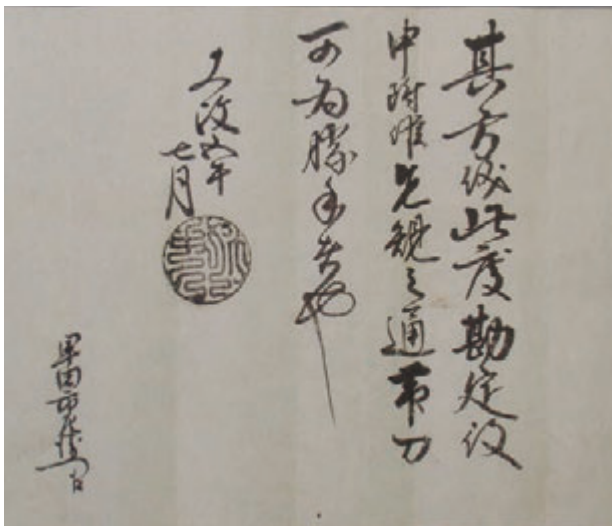
過書舟は、幕府に運上銀を上納して認可され、過書座支配下で淀川・神崎川を上下して貨物・人を運んでいました。吹田村は古代以来淀川・神崎川流域の川港として水運が発展し、江戸時代、過書舟は京都・大坂を結ぶ水運に重要な役割を果たしていました。元禄ごろには162株の過書株があ

り、吹田村の過書株は中越組20株のうちの2株でした。吹田村の藤本家が2株過書株を所持していましたが、延宝4年(1676)に、茂右衛門長好が藤本惣左衛門(宗左衛門)株1株を買得しました。その後、天明3年(1783)九世市左衛門長信が、1/2株を^{かわづら}河面孫兵衛に譲渡しました。また、藤本家一族で継承していたうちの1/2株は、文政6年(1823)に^{きび}気比武左衛門に譲渡され、幕末には藤本家、早田家、気比家、河面家で1/2株ずつ所持していました。早田家には、様々な過書舟に関する触や定書も数多く残されています。その中には料金の安い辻堂青物舟などと過書舟がたびたび争いを起こした文書も含まれています。

吹田村は旗本竹中領、旗本柘植領、^{せんとうごりょう}仙洞御料の三つの領地に分かれた^{いりくみ}入組支配地でした。三つの領地の庄屋たちが集まって合議する場所を^{さんぼうかいしよ}三方会所といました。天明8年(1788)、九世早田市左衛門長信が竹中領の庄屋役につき、領民を束ねる立場となりました。文化8年(1819)には竹中家江戸屋敷が類焼し、吹田村の百姓34人が金358両上納しました。その後、天保9年(1838)にそのうち早田氏ら庄屋年寄を除く27人に下付金されました。また、文政3年(1820)には、竹中家は御勝手向御入用のため吹田村から金87両を借り入れました。文政9年(1826)にも、竹中氏が十世早田市左衛門長種の口入によって吹田村から金30両を借り入れています。このようにたびたび竹中氏は吹田村の百姓から借財していますが、それは吹田村が水陸の交通の要衝で町場的な性質も持ち、早田家以外にも商を^{あきない}行っていた家が多く、経済力があつたことを示しています。また、文政5年(1822)に市



三方会所鍵 (当館蔵)



某達状
(個人蔵) 当館寄託

【釈文】

其方儀、此度勘定役
申附候、先規之通帯刀
可為勝手者也
文政五年
七月(印)

早田市左衛門江

左衛門長種は勘定役につけられ帯刀を許され、文政9年はその働きを認められて加増されています。同じ竹中領庄屋だった橋本源右衛門(のち清太夫)が文政3年に徒士席・米見役などに取り立てられたのとはほぼ同時期に家臣に取り立てられたのです。

竹中家領代官だった井内左門は、竹中求馬定格の庶子で竹中鎌吉定保さだもちの弟です。初め慶作という名でしたが、竹中家家臣の鳥飼家の養子となり鳥飼喜三郎と名乗りましたが、さらに竹中家家臣の井内家の養子となり井内左門と名乗り、代官とし

て吹田村に居住しました。橋本家文書の「御免許状始末書控」には、慶作(井内左門)が文化15年(1818)5月、大坂へ遊学したことが書かれています。文政2年(1819)に井内家を相続し、井内左門と名乗りました。文化15年5月から翌年10月の間に竹中慶作から鳥飼喜三郎、さらに井内左門へと改名したことになります。井内左門は、「経雨」と号し、金子雪操かねこせつそうを吹田に招いたり、頼山陽たのむらちくでん・田能村竹田など多くの文人墨客と交遊したりした人物で、諸芸に通じ、吹田の文化にも大きな影響を与えた人物です。早田家には手ずから造った菓子盆が伝わっています。

最後に早田家の稲荷小祠について紹介します。早田家の敷地内には稲荷小祠があります。安永8年(1779)に稲荷本願所愛染寺から小祠式修封・授与された文書が残されています。愛染寺は稲荷大社(現:伏見稲荷大社)の神宮寺で、社家にならって御分霊授与をおこなっていましたが、明治維新の際に廃絶させられました。稲荷神は元々農作と関わりが深い神様ですが、江戸時代になると酒造など商業に携わる人々に信仰されるようになりました。早田家では、少なくとも安永8年には稲荷小祠が祀られていたと思われませんが、それ以前から祀られていた可能性もあります。早田家は、酒造業や過書舟による運送業にも携わっていたことから、稲荷神を勧請したのでしょう。早田家では、2月初午の日に祭祀を行ったことが文書に見え、その際に使われたと思われるのぼり幟や提灯、燈籠などが残されています。

今回の特別展では、豊富に残された古文書によって、早田家の商業活動や庄屋としての働きを紹介し、江戸時代の吹田村の姿を浮かび上がらせたいと思います。

(当館学芸員 池田直子)



井内左門自作の菓子盆 (当館蔵)

日本南画協会吹田支部と早田家の美術資料

明治33年（1900）10月21日、日本南画協会吹田支部の発足式が行われました。日本南画協会は、明治29年（1896）に田能村直入（1814～1907）が南画の普及のために富岡鉄斎らと設立した画人と愛好者による組織です。支部発足時の会員は80名以上。その初代支部長となったのが当時の早田家当主、早田弥三郎（1825～1917）でした。

明治35年（1902）発行の吹田支部会員名簿を見ると、現在の吹田市、茨木市、高槻市域、さらに箕面や大阪を含み、堺、八尾などの会員名が連なります。この広さをまとめて「吹田支部」とするにはやや強引な印象も受けますが、吹田村だけでも支部の会員数全体の3分の1以上を占めています。また、直入と師の田能村竹田にとって吹田村は所縁の地であり、協会の拠点の京都との利便性も高く、何より弥三郎のような中心人物がいたことが支部発足の鍵となったのでしょう。なお、発足当初の事務局は、同じ吹田村の亘市右衛門邸です（明治37年（1904）に早田家へ移転）。

早田家に残る資料によれば、発足式の会場は大坂麦酒会社吹田醸造所初代支配人兼技術長の生田秀邸宅と玉林寺とする案もあったようですが、最終的には大雄院、河面氏邸、高浜氏邸の3箇所となりました。500人もの訪れがあり、直入が来訪し、もてなしには吹田らしくビール席も設けられたことが、日本南画協会発行の『南宗画志』第二号に記録されています。

現存する早田家の美術資料は、直入はもとより、弟子の田近竹邨など、日本南画協会の中心人物の掛軸が多く見られます。日常的に飾る以外に、本部でも支部でも、会員たちは、所蔵する書画を持ち寄り、語らうことをたのしみの一つとしていました。今日までそうして大切に受け継がれてきた作品群を、この度の特別展において初公開します（一部を除く）。

なお、さらに注目すべき早田家の美術資料として、金子雪操（1794～1857）による《春秋山水図》があります。雪操が吹田に滞在した時期の制作を示す「翠陀^{すいだ}」の文字が確認できる貴重な作品です。

早田家の美術資料を通じて、幕末から明治時代の吹田村において文化的な遊びに興じた人たちの姿を想像してみてください。

（当館副館長 河島明子）



田能村直入筆 小野湖山賛『溪山問奇図』
明治40年（1907）



令和8年2月6日、大阪大学名誉教授・神戸女子大学名誉教授の村田路人さんに江戸時代の村の支配や庄屋の役割についてお話をうかがいました。



むらた みちひと
村田路人

大阪大学大学院文学研究科博士後期課程中途退学。京都橘女子大学文学部助教授等を経、大阪大学大学院文学研究科教授となる。定年退職後神戸女子大学文学部教授（令和7年定年退職）。平成23年から令和3年まで当館博物館協議会委員を務める。

中牧：先生には、当館の博物館協議会の委員を10年していただきました。ありがとうございました。

まず、江戸時代の領主と村とは、どういう関係かということ、教えていただけませんか。

村田：いや、なかなか難問ですね。江戸時代の村は、二つの性格があると言われますね。一つは、領主支配の末端組織としての性格で、領主は村を単位にして支配をしているということです。もう一つは、百姓たちの生産と生活の共同体としての性格ですね。

中牧：末端の。

村田：庄屋とか年寄という村役人は、領主支配の末端組織の役人的な性格をもつ一方、共同体の代表者としての責任も有していたというわけです。ところで、大坂周辺地域をはじめとする畿内近国地域では、小規模な所領が散在し、錯綜していました。薩摩国や大隅国でしたら、薩摩藩主の島津氏がこの両国を全域支配しています。大坂周辺地域はそういう形とは全く違うわけですね。吹田村のように、相給（あいきゅう）といって、村が複数の領主によって分割支配されていることもありました。そのような特徴が、このあたりの村の性格にどのような影響をおよぼしていたかということが問題になってきますね。一つの村を複数の領主が支配していると、混乱しないかと気になりますが、一応それはそれぞれの領主ごとに庄屋がいて、ちゃんとやっていました。村によって違いがあるでしょうが、相給村であっても、一つの生産共同体、あるいは生活共同体として、村は一つのまとまりを持っているのが基本でした。

中牧：庄屋さんを束ねるために、大庄屋っていうのができるのですか。

村田：そうですね。大名領には大庄屋がありますが、幕領すなわち幕府直轄地の場合は大庄屋がないのが

普通です。大名領などでは、領地があちこち散在していても、それぞれの地域ブロックごとに大庄屋がいて、各村の庄屋たちをまとめていました。

中牧：また代官さんっていうのがいますよね。

村田：そうですね。代官はその大庄屋の上にいる存在です。一応レベルとしては、代官はれっきとしたその大名の家来で武士です。大庄屋は家来というよりは、農民の方の側と言ったらいいでしょうね。

中牧：農民の代表みたいな。

村田：農民ですけど。機能としては、領主の支配のために置かれているという面が強いですね。

中牧：また、大坂には奉行がいる。

村田：そうです。そこが、この地域特有ですね。近世の支配の基本は、それぞれの領主が自身の領地を治めるという形です。そういう支配とは別の支配がこの地域では展開していました。それが、幕府機関である大坂町奉行所の支配だったりするわけです。時期によって違いますが、大坂町奉行は、はじめ摂津国と河内国を、のちには摂津・河内・和泉・播磨4カ国をまるごと支配していました。

中牧：なるほど。

村田：大坂町奉行の支配は、例えば摂津・河内両国に一律に人足役をかけて、たくさん人足を集め、淀川など大河川の堤防普請をやらせるといったようなものです。領主が領地の村々から年貢を取るなどはレベルの違う広域的な支配を大坂町奉行は行っていました。

中牧：外交とか、治山治水のビッグプロジェクトとかですか？

村田：そうですね。個別の領主ではやれないような支配ですね。裁判権の行使もそれに入ります。とにかくいろんな領主の領地があちこちに入り組んで存在していると、うまくいかない部分が絶対出てきますので、それを補うために、幕府が広域支配をしていたわけです。

中牧：なかなか複雑ですね。それでそういうシステムの中で、早田家がどういう位置を占めていて吹田村とどういう関係を取り結んでいたかっていうのが、うまく展示できるといいなと思っています。

村田：今の話でいくと、早田家が領主の支配に対してどういうふうな対応をしていたのか、大坂町奉行などの支配に対してはどうだったのか、この二つを見ていかなきゃいけないでしょうね。

中牧：吹田にはお殿様もいましたね。江戸住まいなのにもかかわらず、領主ですよ。お殿様がいて、お殿様と早田家っていうのはどういう関係ですか。

村田：早田家は時々領主の家臣にもなるようです。家臣になっている時は、最末端ですが武士という扱になります。でも、基本的には庄屋、すなわち百姓で、

支配される側の代表という形だと思います。

中牧：なるほど。たくさん文書が残っているわけですが、文書を通していろんな関係が見えてきますね。



村田：さっきの支配のことで言いますと、村には領主や大坂町奉行所からお触れがしょっちゅう来ます。

中牧：それを家々に伝達しないといけない。

村田：お触は回達方式で伝達されます。回覧板を回すような形で村に触状が回っていきます。近隣村から触状が回ってくると、その村では必ず後々のために触を書き留めます。触を書き留めた帳面を触留帳ふれどめちようといいますが、これは触研究の基本史料となります。触は、自分のところで書き留めたあと、また次の村に持っていくというふうに回していきます。大坂町奉行の触の場合、触状は郡を単位に回されますので、大坂町奉行は一郡につき一通触状を用意すればいいこととなります。吹田市域を含む摂津国島下郡では、現在の摂津市の別府村が最初で、北へ向かって茨木市域の山の中の村々を経、それからまた南へ戻ってくるというルートです。郡によって村の数が全然違いますが、その中でグルグルとまわっていきます。

中牧：吹田は、触書の最後なので、107番目が吹田っていうのが面白いですね。

村田：島下郡は割と村の数が多いですから、最初の村から、最後の村に来るまでにちょっと時間かかりますね。30ヶ村ぐらいの郡だと、五、六日ぐらいで、回っていたと思えますけど、その3倍になるとかなりかかるでしょうね。



中牧：早田家が庄屋さんになるのは、江戸時代の中期ぐらいからです。

村田：天明8年ってありましたね。1788年ですね。

中牧：そういうふうに取り立てられて、重い末端の役割を担っていくわけですね。単にお米を作っているだけではなくて、酒造業とか乗り出しますね。お酒を作るというのは、少し余剰米が出るので、豊かな暮らしを求めて酒を作るということですか？

村田：酒づくりは江戸時代はかなり早い時期から各地でやっています。全体的に17世紀の終わりぐらいからだんだん村も豊かになっていきますが、17世紀の前半はそれぞれの村はかなり貧しい。それでも割合酒は作っていますね。

中牧：そうですか。祭りのために、お酒は欠かせないですからね。

村田：飢饉がありますと、酒造りはやめろといったようなお触れがまず出されますが、それはあちこちで酒を作っていたことを物語っています。



中牧：けっこう川筋の絵図も残っています。

村田：畿内では、1660年代に幕府中央から派遣されてきた役人がいろいろと川筋を調べます。調べるために現地の村から川絵図類を提出させました。その際、村では必ず控えをとって、それが今残っているわけです。川幅とか、川の中にできた洲とか島などの川の状況を調べ、絵図ていずにしています。

中牧：堤外地。これもちゃんと押さえておかなければ

いけない。

村田：堤防から川側の地が堤外地です。当時は集落を基準に考えましたので、集落から見て堤防より外側の地という表現になります。結局、堤防と堤防に挟まれたところが、堤外地ですね。当時の言葉では堤外つみそとっていいました。この表現は今も受け継がれ、河川工学では、堤外地ていがいちという用語はよく使用されます。

中牧：本来は堤外と堤内なんですね。時々川が氾濫したりして。特に淀川は、幕府にとっても悩みの種だったようですね。

村田：最下流に幕府直轄都市の大坂が位置していますから、幕府は淀川を一番重要視したと思います。ところで、雨が長く降って普段より川の水量が増えた状態を洪水といいますが、その意味では、洪水イコール水害ではないのですが、それはともかく、幕府の治水の基本的な考え方は、洪水状態になったときに、大量の水をできるだけ滞りなく速やかに下流に流すというものでした。しかし、堤外地の川の中には、絵図に描かれているような洲とか島が存在していました。これらの洲や島、また河川敷には竹木や草などが生えてどんどん生い茂ります。川岸にはヨシも成長します。それから、近くに住む住民が堤外地の土地を開発して田畑とすることもありました。これらは、洪水時の水を円滑に下流に流すという観点からは大いに問題となりますので、幕府は極力その問題点の解消に努めました。

中牧：そういうところもあるわけですね。

村田：私は、治水的観点から堤外地のあり方にさまざまな規制を行うことを堤外地政策と言っています。堤外地に生えた竹木や草、ヨシの刈り捨て強制とか、田畑の開発や作付けの禁止などです。幕府はこれらを命じるお触れを出しています。ところが、享保期の1720年代になると、8代将軍吉宗の享保改革政策の一つとして新田開発の推進が積極的に行われるようになり、状況が変わってきます。このころは、あちこち新田開発をし尽くして、もう開発対象となる土地がなくなっているような時代です。そうするとどこに手を付けるかという話になりますが、まだ、堤外地が残っているということで、ここに目をつけることとなります。

中牧：共有のフロンティアですか。

村田：享保7年(1722)、まさに享保改革の中で、幕府は方針を大転換して、いわゆる流作を公に容認することになりました。流作というのは、洪水時の冠水で収穫できなくなるリスクを前提に、堤外地の田畑を耕作することですが、それまでは流作は原則禁止で、治水上問題なければ例外的に認めるという形でした。それが、原則容認で、水害の原因になるような場合は禁止するというふうになりました。こうして、この堤外地の土地の開発と耕作、すなわち流作がさかんに行われるようになりました。それまでずっと堤外地の開発や耕作を抑制して水害を防いでいたのが、開発容認に転じると、当然水害が起りやすくなります。その問題を解決するため、幕府は堤防を強化するようになります。堤外地の開発を抑制するのをやめたために水害の危険性が増大することを、堤防強化のシステムを作るということで、解決しようとしたわ

けです。そうすると、堤防依存主義になっていきます。今も基本的にはそうですね。私は、現在の堤防依存主義の原型ができたのはこの享保期だと思っています。しかし、いくら堤防を強化しても、大洪水の時にはもたなくて決壊してしまう。堤防が切れた時の被害は、それ以前にくらべて甚大なものになってしまいます。そういう質的な変化が、この享保期にあると思っています。



中牧：それから村としての悩みの種はもう一つ。悪水対策。ああいうのは、やっぱり庄屋さんが表に出てやるものでしょうか。

村田：用水とか悪水とか、こういう問題の処理は村として行うというのが原則です。そうすると、その村の長が庄屋ですから、庄屋が表に出ることになります。これは、用水や悪水の問題だけではありません。例えば、村の誰かが借金を返さないということで大坂町奉行所に訴えられるということがよくありました。その場合、当事者の百姓だけが裁判に関わるのではなく、村として裁判に関わる部分がありました。あらゆることに責任を持っているというのが庄屋ですね。



中牧：早田家でもう一つ面白いのは、屋敷神としてお稲荷さんをお祀りしていることです。庄屋さんが、神仏を屋敷神としてお祀りするっていうのは広く見られることですか。

村田：どうでしょうね。今も庄屋さんの家の子孫の方で、庭の片隅にお稲荷さんなどを祀っているような家がありますね。そのような例は割とあると思いますけれども。

中牧：やはり豊かな暮らしという時に、お稲荷さんというのは御利益があるみたいで、今でも企業で神社を祀っているところが結構ありますが、そのうちの3割ぐらいは、お稲荷さんですよ。

村田：ビルの屋上に祀っている例もありますね。

中牧：大体朱色の鳥居で、お稲荷さんが多い。江戸時代のころから、稲荷さんっていうのは、単なる米作りの稲作に関わる神様というだけではなくて、商売にも関わっています。早田家も酒造りとか過書舟とかに乗り出していったことと稲荷さんっていうのは、何か関係があるのかな。

村田：どうでしょう。

中牧：ある種の企業家の初期の形っていうのは、早田家から見えてくるんじゃないか、アントレプレナーみたいな進取の気性に富んだ家というようなのがあったのかなと思います。川筋の地の利を生かして、庄屋さんとしても、さらにビジネスを展開していくというような。

村田：そうですね。酒造業にしても、過書舟の例にしても、そういう農業以外のところでの活動が早田家には見られますね。

中牧：淀川の川べりの港町という川港の一つとして吹田をとらえると、アントレプレナーの先駆けみたいな役割も果たしたのかなと思います。



村田：早田家文書が現在たくさん残されているという

のは、それらの文書を代々伝えてこられたということが、やはり大きいですね。なかなかそれは簡単なことじゃありません。

中牧：今回の特別展だけでなく、常設展示をリニューアルしていくときに、こういう文書をどう生かしていくか。次の学芸員に引き渡して委ねることになると思います。

村田：吹田市立博物館の活動については、協議会委員を務めていたとき、いつも驚かされていました。出前講座とかいろんなことをされているので、学芸員の方は仕事をしすぎじゃないかなと思ったぐらいです。吹田市立博物館は、とても先進的な博物館だと思いますね。展示その他、本当によく工夫されていて、博物館の一つのスタイルをこの博物館が作られたっていう感じがします。

中牧：市民と協力しているいろいろやる。それからバリアフリーを心がけるというのは、ちょっと先進的だったかもしれません。史料をちゃんと引き継いでいかないといけないので、先生にご指導をいただきたいです。

村田：『吹田市史』が刊行されてからかなりたちますから、作り変えないといけないでしょうね。歴史学が発展していますから、発展した歴史学で、もう一度史料を見直す必要があります。同じ史料を対象にしても位置づけなどが大分変わると思います。もちろん、新たな史料の発掘・整理も必要です。市史編さん事業が始まれば予算をきちんとつけますので、集中的にそれができると思います。しかし、重要なことは、市史編さん事業などが行われていない間に、いかに史料の発掘・整理を継続的にしていくかということです。吹田の場合は、これを担うのは博物館です。現在の博物館の体制ではなかなかやりにくいでしょうが、意識して取り組む必要があります。それが史料を残していくことに繋がっていくのです。どこでもそうですけど、市史編さん事業が行われていない期間の史料の発掘・整理・保存はあまりうまくできていないと思います。実際、新たに市史編さんが始まったときには、その前の段階でちゃんとしていなかったことが、編さん事業にいろいろと響いている例が多くあります。私が大阪大学にいた時には、地域の古文書をきっちり整理して残していくことをとても重視していて、学生・院生を動員し、史料整理を行う古文書合宿を毎年していました。

中牧：こういう展示が、その刺激になればいいと思います。古文書も面白いという。絵図も面白いけど。古文書もいろんなことがわかって面白いという、そんなきっかけになるといいと思います。

村田：最後に、古文書が発見されたときの心構えを一言お話しします。私たちの立場からすると、豊臣秀吉の手紙であれ、名も無き百姓の手紙であれ、その価値は変わらない。古文書の価値は、それがいくらで売れるかということとは無関係です。また、その手紙が古文書群の中でどのように存在しているかということもとても大切なことです。しかし、有名人の手紙があれば、ついそれだけを抜き出してしまいがちです。そうすると、古文書群全体の配列がわからなくなってしまいます。古文書群の秩序や配列は、それ自体が極めて重要

な情報です。古文書群の配列を無視して一つの文書を抜き出すことで、その古文書も、残された他の古文書も、その内容を正しく理解することができなくなっています。ですからいつも私は「家で古文書がもし出て

きたら、できるだけさわらないようにして、まず専門家に見てもらおうように」と言っています。

中牧：値段の評価ではなくて、史料の価値を知ってほしいですね。今日はありがとうございました。

吹田市立博物館 令和8年度（2026年度）春季特別展 「早田家文書展 —江戸時代の吹田村が見えてくる—」

関連イベント

オープニングイベント

開会式&展示解説

日時／4月25日（土）午後1時～2時
会場／3階ロビーおよび特別展示室
参加費／無料

ギャラリートーク

特別館長によるギャラリートーク

□5月17日（日）午後2時～3時
講師／中牧弘允（当館特別館長）
会場／3階特別展示室
参加費／無料

講演会

会場／2階講座室 定員／先着120名
参加費／無料

□4月25日（土）午後2時30分～4時
「江戸時代吹田市域の支配とお触れ」
講師／村田路人氏（大阪大学名誉教授・
神戸女子大学名誉教授）

□5月16日（土）午後2時～3時30分
「旗本領主竹中氏と知行所村落」
講師／安永寛氏（京都大学非常勤講師）

□5月23日（土）午後2時～3時30分
「近世・近代吹田村の稲荷信仰」
講師／藤井裕之氏（元当館副館長）

歴史講座

□5月3日（日）午後2時～3時30分
「早田家文書を読み解く」
講師／池田直子（当館学芸員）
会場／2階講座室
定員／120名
参加費／無料

展示解説

要観覧料

担当学芸員による展示解説

□5月9日（土）午後2時～3時
解説／池田直子（当館学芸員）・
河島明子（当館学芸員）
会場／3階特別展示室

すいた歴史散歩

要申込

□5月30日（土）午後1時～4時
「川港吹田村を歩く」
集合・解散場所／高浜神社
案内／吹田郷土史研究会員・当館学芸員
参加費／無料
定員／30名（多数抽選）
申込締切／4月28日（火）必着

クイズラリー

申込不要、要観覧料
会場／3階特別展示室

□4月26日（日）、5月3日（日）、
5月10日（日）、5月17日（日）、
5月24日（日）、5月31日（日）
*5月17日は無料観覧日
いずれも午後1時～3時30分

「すいた歴史散歩」申込方法

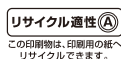
はがきかファックスにイベント名・日時・参加者全員の郵便番号・住所・名前（ふりがな）・電話番号を書いて博物館へ。吹田市役所ホームページの電子申込システム（4月1日より開示、博物館で検索）からも応募できます。

【電子申し込み】はこちら▶



吹田市立博物館だより第105号 令和8年（2026年）3月31日発行 編集・発行：吹田市立博物館
〒564-0001 吹田市岸部北4丁目10番1号 TEL 06(6338)5500 FAX 06(6338)9886
ホームページ <https://www.city.suita.osaka.jp/museum/>

【ホームページ】はこちら▶



この冊子は1,500部作成し、1部あたりの単価は59円です。
森林認証紙と植物油インキを使用しています。